平成２３年（再イ）第１５１号
札幌市中央区宮の森４条１丁目１番16号　ハイツ和紀201号
再生債務者　上野　直彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第１５２号
札幌市東区北16条東７丁目２番25―301号
再生債務者　岩村　暁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第１５６号
札幌市手稲区新発寒７条９丁目６番22号
再生債務者　鈴木　弘人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第１６０号
札幌市西区山の手６条６丁目５番20―101号
再生債務者　遠藤　稔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第８号
北海道伊達市竹原町17番地53
再生債務者　渡邊　光
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２３年（再イ）第１１号
北海道室蘭市八丁平３丁目40番25号
再生債務者　斉藤　柳一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２３年（再イ）第４号
北海道日高郡新ひだか町三石鳧舞304番地の１
再生債務者　佐藤　斉志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日
札幌地方裁判所浦河支部再生係

平成２３年（再イ）第３１号
仙台市青葉区昭和町３番33―1203号
再生債務者　兵藤　亜衣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第３８号
仙台市泉区明石南５丁目３番地の14
再生債務者　横山　智博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２３年（再イ）第３９号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1124番地22
再生債務者　草野　智之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第１４号
富山市八尾町井田571番地１
再生債務者　山口　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日　富山地方裁判所

平成２３年（再イ）第１７号
富山市蓮町６丁目３番61号
再生債務者　森田　泰規
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日　富山地方裁判所

平成２３年（再イ）第４号
長野県岡谷市長地権現町２丁目４番13号　ディアスグミの木Ａ―101、前住所長野県岡谷市長地鎮１丁目６番29号　メゾン諏訪Ａ―４
再生債務者　和田　広明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（再イ）第１２８号
大阪市西成区南津守７丁目１番４号　丸栄マンション南津守501号
再生債務者　堀川　朝弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第４５号
愛媛県松山市福音寺町694番地10
再生債務者　竹本　明彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日　松山地方裁判所

平成２２年（再イ）第５１号
愛媛県松山市朝生田町２丁目12番14号
再生債務者　岩市　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日　松山地方裁判所

平成２２年（再イ）第５２号
愛媛県松山市朝生田町２丁目12番14号
再生債務者　岩市　洋子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月26日　松山地方裁判所

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 31 号
計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成23年７月22日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 23 年８月８日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
1、承認番号　第D1138号
2、名称　CAS Corporation
3、住所　#19　Ganap-Ri,　Gwangjeok-Myeon, Yangju-Si, Gyeonggi-Do, Rep. of Korea
4、特定計量器の種類　非自動はかり